

特定建築物等整備調書

(2) 条例に基づく整備調書

① 特定建築物

\* ( )内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1		
建築物特定施設(別表第1)	1 便所	全て(車椅子使用者用便房を設ける場合)	車椅子使用者用便房への非常呼出し装置の設置	適・否		
	①床面積の合計が2,000㎡以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ②床面積の合計が30㎡以上の公衆便所 ※2	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置(次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置	適・否		
		イ 衣服を掛けるための金具の設置	ウ その他オストメイトに対応した設備の設置	適・否		
		病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置(おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)		適・否	
		2 敷地内の通路	全て(通路に排水溝を設ける場合)	車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否	
	3 エレベーター	全て(エレベーターを設ける場合)	ア 籠内への手すりの設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否		
			イ 籠内の車椅子使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否		
	4 ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館	高齢者・障害者に配慮した客室(1以上)の設置	適・否		
			ア 車椅子の移動・転回に支障のない十分な床面積の確保	適・否		
			イ 段のない、滑りにくい床仕上げ	適・否		
ウ 避難しやすい場所への配置			適・否			
エ 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置(浴室又はシャワー室及び便房は、客室の総数が50以上の場合を除く。)			適・否			
オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置	適・否					
5 浴室又はシャワー室	全て(不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否			

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1			
建築物特定施設 (別表第1)	6 客席 劇場・観覧場・映画館・ 演芸場、集会場・公会堂	車椅子使用者用客席(1以上)の設置 と車椅子使用者用客席の表示	適・否				
		ア 幅90cm以上、奥行120cm以上	適・否				
		イ 滑りにくく、平たんな床仕上げ	適・否				
		ウ 出入口から容易に到達でき、避 難しやすい場所への配置	適・否				
		エ 出入口からの通路幅は120cm以 上とし、高低差がある場合は傾斜 路及び踊場を設置すること。	適・否				
		オ 傾斜路及び踊場を設ける場合					
		(ア)幅120cm(段に併設は90cm)以上、 勾配は12分の1以下(高さ16cm以下 のものは8分の1以下)とすること。	適・否				
		(イ)高さが75cm以内ごとに踏幅が 150cm以上の踊場を設置すること。	適・否				
		(ウ)手すりの設置、滑りにくい仕上 げ	適・否				
		(エ)傾斜路と踊場及び通路とを色等 により容易に識別するための措置	適・否				
整備施設 (別表第2第1)	7 案内標示 (第2条第1号)	全て	ピクトグラム(図記号)と文字を併用 した分かりやすく一貫性のある案内 標示板等の設置	適・否			
		8 公衆電話台 (第2条第1号)	全て(公衆電話を設ける場 合)	車椅子使用者に対応した公衆電話台 (1以上)の設置		適・否	
			9 券売機 (第2条第1号)	全て(券売機を設ける場 合)		ア 車椅子使用者に対応した表示・ 金銭投入口・操作盤・取出口のあ る券売機(1以上)の設置	適・否
		イ 点字表示				適・否	
		10 カウンター 又は記載台 (第2条第1号)	全て(カウンター又は記 載台を設ける場合)	車椅子使用者に対応したカウンター 又は記載台(1以上)の設置		適・否	
		11 避難誘導灯 (第2条第1号)	全て(避難誘導灯を設け る場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した 点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の 設置		適・否	
		12 更衣室 (第2条第3号)	一般公共用に供される 体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障 害者用更衣室(1以上)の設置		適・否	
				ア 車椅子使用者が円滑に通過でき る構造の出入口		適・否	
イ 車椅子使用者に対応したシャ ワー設備の措置	適・否						
ウ 更衣用の椅子又はベッド、車椅 子使用者に対応した洗面台及び ロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否						

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
整備施設(別表第2第1)	13 休憩場所等 (第2条第4号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子・父子福祉施設・母子健康包括支援センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否
			イ 授乳を行うための椅子、幼児用の椅子等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否
整備施設(別表第2第1)	14 レジ通路 (第2条第5号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否
			イ 水平で段のない床	適・否

- (注) ※1の欄は、記入しないでください。  
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。  
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。  
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

## ②公共的施設

区分	整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
整備施設(別表第2第2その3)	特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車椅子使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否
		イ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否
		ウ 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否
		エ 車椅子使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。	
		(ア)表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。	適・否
		(イ)幅120cm以上	適・否
		(ウ)高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置	適・否
		(エ)通路を横断する排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まないものとする事。	適・否
	(オ)砂利敷としないこと。	適・否	

- (注) ※1の欄は、記入しないでください。

## (3) 既存部分の措置に関する状況

建築物特定施設及び整備施設		措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1
建築物特定施設	出入口	有・無		
	廊下等	有・無		
	階段	有・無		
	傾斜路	有・無		
	エレベーター等	有・無		
	便所	有・無		
	敷地内の通路	有・無		
	客室	有・無		
	駐車場	有・無		
	浴室又はシャワー室	有・無		
	客席	有・無		
整備施設	案内標示	有・無		
	公衆電話台	有・無		
	券売機	有・無		
	カウンター又は記載台	有・無		
	避難誘導灯	有・無		
	更衣室	有・無		
	休憩場所等	有・無		
	レジ通路	有・無		

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。

※1の欄は、記入しないでください。

## (4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。

①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。

②対象者については、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を記入してください。